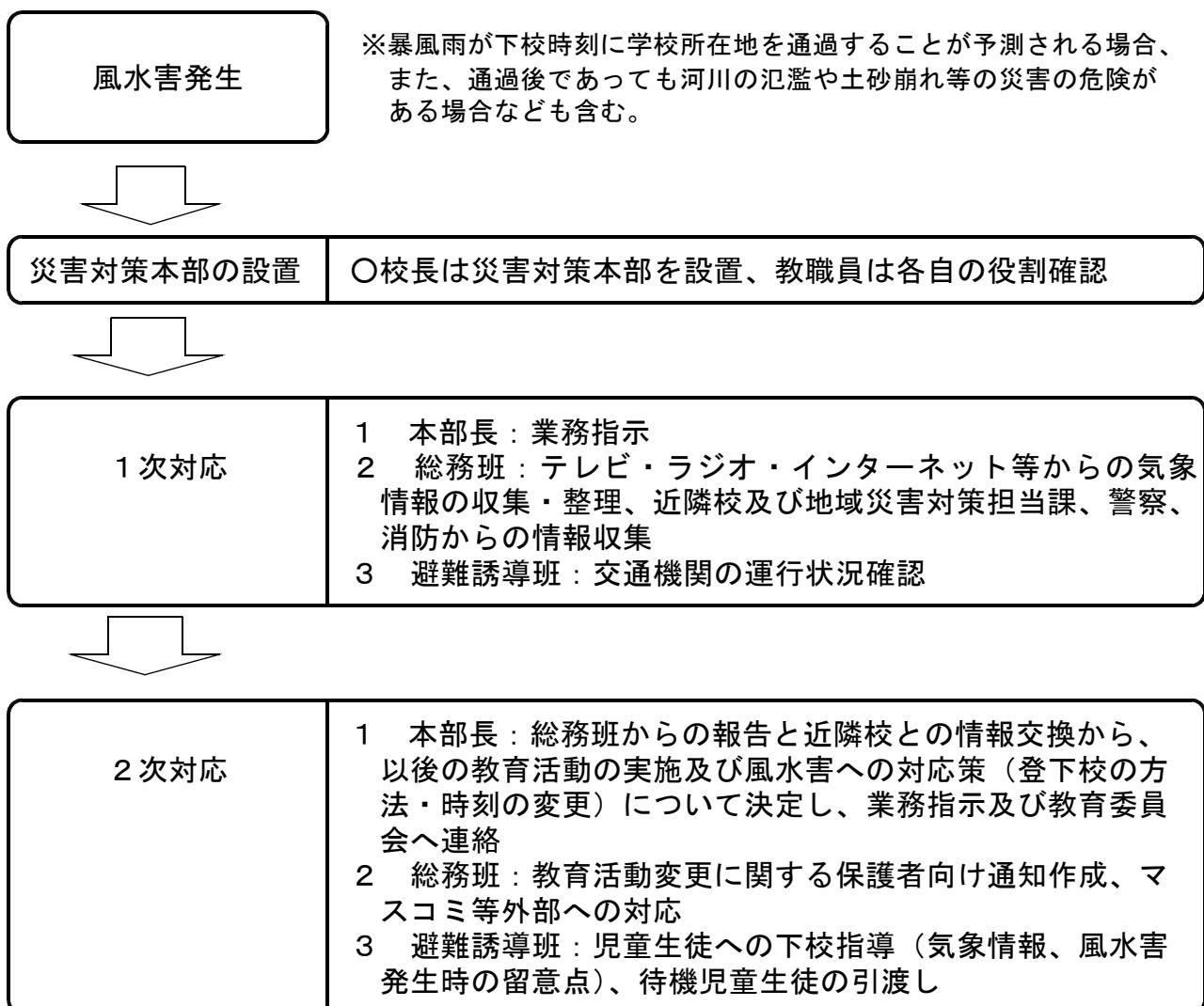


(4) 風水害発生時の対応 ~①児童生徒在校時~



(4) 風水害発生時の対応 ~②夜間・休日等~

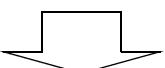
風水害発生

※暴風雨が翌日の登校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また、通過後、被災の危険がある場合なども含む。



特別警戒配備

- 校長は教頭と連絡をとり、特別警戒配備
- 教頭は必要に応じ児童生徒の安否確認（電話連絡と自宅訪問等）の担任への指示と施設点検



1次対応

- 1 校長：近隣校の情報収集、業務指示
- 2 教頭：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象情報の収集、警察、公共交通機関から交通網の情報収集
- 3 教頭：災害対策本部の設置と緊急連絡に備え待機することを教職員の連絡網で指示、地域の災害対策本部と消防署から学校周辺・通学路の危険箇所情報の収集



2次対応

- 1 校長：近隣校の情報及び地域関係機関からの情報を踏まえ、翌日の教育活動と風水害への対応策（登校の方法・時刻の変更等）について決定し、業務指示及び教育委員会へ連絡
- 2 教頭：教職員への連絡
学級担任を通し児童生徒の保護者への連絡